令和3年8月5日 第1回(仮称)浦安市まちづくりに 関する条例懇話会

資料 1-4

(仮称) 浦安市まちづくりに関する条例の基本的な考え方

1 条例制定の背景

- ・ 埋立地における開発が終盤に入り、まちを開発していく「発展期」から、まちを 維持・更新していく「成熟期」へと移行してきており、高齢化の進展により人口 構造が大きく変化し、それに伴って地域の活力の低下やコミュニティの希薄化な ど地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれている。
- ・ 市税が減収する一方、社会保障関連経費、集中的に整備された公共施設の建て替 えなどに係る経費の増大が懸念されており、様々な地域課題の解決を行政が一手 に引き受け、単独で解決することはこれまで以上に困難になる。

2 条例制定の必要性

- ・本市では、これまで自治体運営の制度や仕組みを定める「浦安市情報公開条例」、「浦安市個人情報保護条例」や「浦安市市民参加推進条例」を制定してまちづくりを推進してきた。これらの条例は、施行後15年以上の長い運用実績があり、広く浸透している。
- 「まちの転換期」を迎えつつある中、衰退することなく、活力ある地域社会を形成していくためには、新たなまちづくりの視点に立ち、市民や地域コミュニティ、市民活動団体など多様な主体が担い手となり、市議会や市長等とともにまちづくりを進めていくことが一層重要となってくる。
- ・ そのため、これまでの取組を活かしつつ、市民・市議会・市長等のそれぞれが持つまちづくりの力がさらに発揮されるよう、本市を取り巻く社会情勢が変化しても左右されることのない、様々な立場や価値観を超えて共有できるまちづくりの基本原則やルールを明らかにする必要がある。

【自治体運営に関する主な既存条例等】

① 浦安市情報公開条例 (平成13年条例第3号)

- ・ 地方自治の本旨に基づく住民自治の原則にのっとり、公文書の開示を請求する権 利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるもの。
- ・ 本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市の諸活動を市民に説明する 責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加をより一層推進し、 公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

② 浦安市個人情報保護条例 (平成15年条例第32号)

- 実施機関における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにするもの。
- ・ 市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

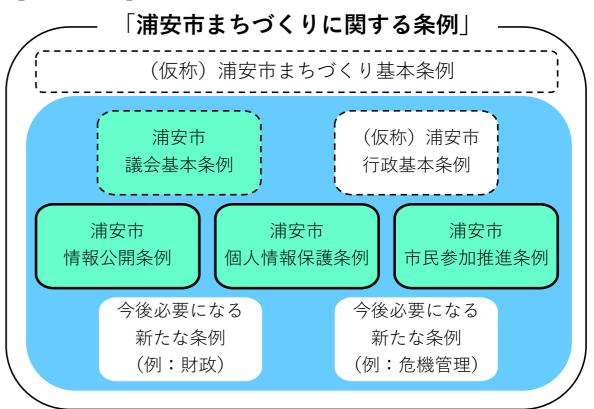
③ 浦安市市民参加推進条例(平成16年条例第1号)

- 市民参加を推進するための基本的な事項を定めるもの。
- ・ 協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

3 本市における条例の構成

- ・ 本市では、まちづくりに関する条例の骨格をなす「浦安市情報公開条例」、「浦安市個人情報保護条例」や「浦安市市民参加推進条例」が制定されており、市議会においても議会に関する基本的な事項などを定める「浦安市議会基本条例」の制定に向けて取り組んでいる。
- ・ これら個々の条例を有機的に結びつけるため、まちづくり全般に関する基本的な考え方や基本原則を明らかにする「(仮称)浦安市まちづくり基本条例」を新たに制定し、市民・市議会・市長等がまちづくりに関する情報を互いに共有しながら、市民参加のもと、連携・協力してまちづくりを進めていく。
- ・ まちの「発展期」から「成熟期」へと移行していく中、将来にわたって持続可能 なまちづくりを支えるため、行政運営に関する基本的な事項などを定める「(仮称) 浦安市行政基本条例」をあわせて制定する。

【イメージ図】



これらの条例を総称して「浦安市まちづくりに関する条例」と捉える。